

平成 22 年第 3 回 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 臨 時 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成 22 年 8 月 24 日 午後 2 時開議

- 第 1 議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 副議長の選挙
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 常任委員の選任
- 第 8 議案第 9 号 専決処分について(鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 議案第 10 号 鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 財産の取得について
- 第 9 議案第 13 号 監査委員の選任について
- 第 10 報告第 1 号 議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ。

~~~~~

出席議員（15人）

|      |         |      |         |      |           |
|------|---------|------|---------|------|-----------|
| 1 番  | 野 坂 道 明 | 2 番  | 渡 辺 穰 爾 | 3 番  | 渡 辺 照 夫   |
| 4 番  | 笠 谷 悦 子 | 5 番  | 石 橋 佳 枝 | 6 番  | 伊 藤 ひろえ   |
| 7 番  | 遠 藤 通   | 8 番  | 松 下 克   | 9 番  | 平 松 謙 治   |
| 10 番 | 橋 井 満 義 | 11 番 | 野 口 俊 明 | 12 番 | 石 上 良 夫   |
| 13 番 | 長 谷 川 盟 | 14 番 | 福 原 實   | 15 番 | 佐 々 木 秀 明 |

~~~~~

欠席議員（1人）

16 番 越 峠 恵 美 子

~~~~~

説明のため出席した者

|            |        |         |            |      |         |
|------------|--------|---------|------------|------|---------|
| 管理者        | 米子市長   | 野 坂 康 夫 | 副管理者       | 境港市長 | 中 村 勝 治 |
| 副管理者       | 日吉津村長  | 石 操     | 〃          | 大山町長 | 森 田 増 範 |
| 〃          | 伯耆町長   | 森 安 保   | 〃          | 日南町長 | 増 原 聡   |
| 〃          | 日野町長   | 景 山 享 弘 | 〃          | 江府町長 | 竹 内 敏 朗 |
| 〃          | 米子市副市長 | 角 博 明   | 教育長        |      | 北 尾 慶 治 |
| 事務局長       |        | 谷 上 道 夫 | 消防局長       |      | 桑 名 強   |
| 事務局次長兼総務課長 |        | 足 立 信 二 | 消防局次長兼総務課長 |      | 亀 尾 崇   |

|              |         |                       |         |
|--------------|---------|-----------------------|---------|
| 事務局次長兼環境資源課長 | 末 吉 孝 博 | 事務局次長兼広域ごみ<br>処理計画課長  | 本 池 辰 郎 |
| 施設課長         | 齊 木 豊 司 | 事務局総務課課長補佐<br>兼入札財政係長 | 神 庭 千 秋 |

~~~~~

事務局の職員

事務局総務課庶務係長 (議会事務担当)	足 立 秀 憲
------------------------	---------

~~~~~

午後 2 時 00 分 開会

○臨時議長（長谷川 盟） これより、平成 22 年第 3 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○臨時議長（長谷川 盟） では日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

越峠議員から、都合により本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、議会閉会中に米子市議会選出の吉岡議員、渡辺照夫議員、中村議員、森議員、松井議員、岡村議員、中本議員は任期満了となられましたのでご報告いたします。

なお、本日の議事日程はお手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

この際、新しく本組合議会議員となられました米子市議会及び境港市議会選出の議員をご紹介します。野坂議員、渡辺穰爾議員、渡辺照夫議員、笠谷議員、石橋議員、伊藤議員、遠藤議員、松下議員、平松議員、以上のとおりです。

~~~~~

#### 第 1 議長の選挙

○臨時議長（長谷川 盟） 日程第 1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条

第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（長谷川 盟） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（長谷川 盟） ご異議なしと認めます。

よって臨時議長によって指名することに決しました。鳥取県西部広域行政管理組合議会議長に渡辺照夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました渡辺照夫議員を鳥取県西部広域行政管理組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（長谷川 盟） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました渡辺照夫議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました渡辺照夫議員が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第48条において例とする米子市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選告知をいたします。

これより議長に当選されました渡辺照夫議員のごあいさつがあります。それでは、渡辺議長、議長席にお願いいたします。

○議長（渡辺照夫）（登壇） ただ今、指名推選によりまして、議長に選任をいただきました渡辺でございます。

就任にあたりまして一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今、この場に立ちまして、広域議会の重さというものをひしひしと感じておるところでございます。広域行政は、ごみ問題を始めとして、今、数多くの問題を抱えているところでありますが、しかしながら、鳥取県西部の市町村にとりましては、

その市町村の発展というものは、やはり、この広域の組織というものは、非常に重要な組織であろうと思っておりますし、これまで果たしてきた役割というものは、大変大きなものがあったかと思っております。

この広域議会の管理者、副管理者の皆さん、そして議員の皆さん方は大変ご多忙な皆さんでございます。どうしても限られた会期内での議会というものでありますし、大変に、その厳しいものもあろうかと思いますが、それぞれの町村、市町村とも調和を図りながら、また、実のある議論をしていただきます。そうした、開かれた広域の議会としたいと考えておるところでございます。

どうぞ、今後、皆様方のご協力のほどを、心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(拍手多数)

~~~~~

第2 議席の指定

○議長（渡辺照夫） それでは日程第2、議席の指定を行います。

先ほどご紹介のありました新議員の議席は、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、1番、野坂議員、2番、渡辺穰爾議員、3番、渡辺照夫、4番、笠谷議員、5番、石橋議員、6番、伊藤議員、7番、遠藤議員、8番、松下議員、9番、平松議員、以上のとおり指定いたします。

~~~~~

## 第3 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺照夫） それでは、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第47条の規定により、1番、野坂議員及び12番、石上議員を指名いたします。

~~~~~

第4 会期の決定

○議長（渡辺照夫） 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

~~~~~

## 第 5 副議長の選挙

○議長（渡辺照夫） 日程第 5、副議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条  
第 2 項の規定により指名推選といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。  
よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。  
お諮りいたします。  
指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。  
よって議長において指名することに決しました。  
鳥取県西部広域行政管理組合議会副議長に松下議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今、指名いたしました松下議員を鳥取県西部広域行政管理組合議会副議長の  
当選人と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。  
よって、ただ今指名いたしました松下議員が副議長に当選されました。  
ただ今、副議長に当選されました松下議員が議場におられますので、本席から組  
合議会会議規則第 48 条において例とする米子市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定  
により当選告知をいたします。  
これより副議長に当選されました松下議員のごあいさつがあります。

○副議長（松下 克） 議長。

○議長（渡辺照夫） 松下議員。

○副議長（松下 克）（登壇） ただ今、選任をいただきました松下でございます。

議長を補佐し、組合事業の推進に努めてまいりたいと存じます。皆様方のご協力の程、よろしくお願いを申し上げます。

（拍手多数）

~~~~~

第 6 議会運営委員の選任

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

組合議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議会運営委員に 4 番、笠谷議員、7 番、遠藤議員、9 番、平松議員、14 番、福原議員、15 番、佐々木議員を指名し、選任いたします。

それでは、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

○議長（渡辺照夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの休憩中、正副委員長の互選が行われた結果、議会運営委員長に遠藤議員、副委員長に佐々木議員が決定した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますのでご了承願います。

~~~~~

## 第 7 常任委員の選任

○議長（渡辺照夫） 次に日程第 7、常任委員の選任を行います。

組合議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、総務消防教育常任委員に 2 番、渡辺穰爾議員、4 番、笠谷議員、7 番、遠藤議員、8 番、松下議員、11 番、野口議員、12 番、石上議員、14 番、福原議員、15 番、佐々木議員を指名し、選任いたします。

また、民生環境常任委員に 1 番、野坂議員、3 番、渡辺照夫、5 番、石橋議員、6 番、伊藤議員、9 番、平松議員、10 番、橋井議員、13 番、長谷川議員、16 番、越峠議員を指名し、選任いたします。

~~~~~

第 8 議案第 9 号～議案第 12 号

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第 8、議案第 9 号から第 12 号までの 4 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 9 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月 25 日に専決処分をいたしました鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、今回の改正は、本条例の規定により準用し、例としている米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正されて、異動により住居を移転し、親族と別居することとなった職員に対して支給する派遣職員特別業務手当を平成 22 年 4 月 1 日より米子市が廃止することから、本組合においても同様の取扱いをするよう所要の改正を行いますとともに、あわせて米子市職員の特殊勤務手当に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、本条例中の米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の準用条番号を改めようとするものでございます。

続きまして、議案第 10 号は、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてお願いをするものでございまして、今回の改正は、地方公務員法の改正により、地方公務員の大学等における課程の履修及び国際貢献活動のための自己啓発等休業制度が導入されたことに伴い、本組合の一般職の職員の服務に関して例としている米子市におきましても、米子市職員の自己啓発等休業に関する条例を制定し、当該休業制度を導入いたしましたことから、本組合におきましても同様の取扱いをするよう所要の改正を行いますとともに、組合職員定数条例におきまして、自己啓発等休業をする職員を定数の外に置くことができる職員に加え、あわせて定数の外に置くことができる職員の規定を整理しようとするものでございます。

続きまして、議案第 11 号は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてお願いをするものでございまして、今回の改正は、新たに実用商品化された固体酸化物型の燃料電池を本条例に規定する燃料電池発電設備に加えまして、位置、構造及び管理の基準について規定いたしますとともに、あわせて消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、住宅用防災警報機又は住宅用防災報知設備の設置の免除に係る規定において適用いたします省令の条、項及び号の番号を改めようとするものでございます。

続きまして、議案第 12 号は、消防設備の整備に伴う財産の取得についてお願いをするものでございまして、消防体制の強化充実を図るため、本組合消防局が策定いたしました「第 5 次消防力等整備 5 ヶ年計画」に基づき、老朽化した境港消防署弓浜出張所及び大山消防署中山出張所の消防ポンプ自動車 2 台を災害対応特殊消防ポンプ自動車に更新するため、国庫補助制度における緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受け、去る 6 月 22 日、4 業者の入札参加申込により、4 業者、全者を指名し競争入札を行ったものでございます。

その結果、第 1 回の入札で株式会社吉谷機械製作所が 5 千 878 万 9,500 円をもって落札いたしましたため、当該落札業者と物品購入契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（渡辺照夫） これより 4 件に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（渡辺照夫） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております 4 件につきましては、総務消防教育常任委員会に付託いたします。

それでは、正副委員長互選及び委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 33 分 休憩

午後 3 時 08 分 再開

○議長（渡辺照夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの休憩中に正副委員長の互選が行われた結果、総務消防教育常任委員長に福原議員、副委員長に笠谷議員が、また、民生環境常任委員長に野坂議員、副委員長に長谷川議員が決定した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより 4 件の議案について、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。

○14 番（福原 實） 議長。

○議長（渡辺照夫） 福原委員長。

○14 番（福原 實）（登壇） 総務消防教育常任委員会委員長報告。

総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案 4 件につきまして、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、議案第 9 号、専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、

全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 10 号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、財産の取得について、以上 3 件の議案については、いずれも全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（渡辺照夫） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（渡辺照夫） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、4 件の議案を順次、採決いたします。

始めに議案第 9 号、専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 10 号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、財産の取得についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第 9 議案第 13 号

○議長（渡辺照夫） 次に日程第 9、議案第 13 号を議題といたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、渡辺穰爾議員の退席を求めます。

（渡辺穰爾議員 退席）

○議長（渡辺照夫） 提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今ご上程をいただきました議案第 13 号についてご説明を申し上げます。

議案第 13 号は、任期満了に伴う監査委員の選任について議会の同意をお願いするものでございまして、本組合議会の議員のうちから選任されております中本実夫氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了となりましたので、同氏の後任として、渡辺穰

爾氏を委員に選任しようとするものでございます。

同氏の履歴につきましては、議案のほか参考資料を添付いたしておりますのでよろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺照夫） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（渡辺照夫） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしとみとめ、委員会付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（渡辺照夫） 別にないものと認め、討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。  
本件については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。  
よって本件は原案のとおり、同意されました。

（渡辺穰爾議員 着席）

~~~~~

第 10 報告第 1 号

○議長（渡辺照夫） 次に日程第 10、報告第 1 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫）（登壇）　ただ今、ご上程をいただきました報告第1号についてご説明を申し上げます。

報告第1号は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成22年6月4日に専決処分をいたしました警防活動中の事故に対します損害賠償の額の決定についてご報告を申し上げるものでございます。

事故の概要につきましては、平成22年5月27日、大山町御来屋地内におきまして、名和中学校プールから用水路に流れる水量を調査するため、消防ポンプ自動車中山2号車からホースを1本延長して、管槍を結合して側溝に放水していたところ、管槍近くの箇所ではホースが破裂し、ホースが激しく振られて管槍を保持していた隊員の手から管槍が離れ、付近の住宅の外壁にあたり外壁の一部を破損させたものでございます。

その結果、相手方との示談に基づき、過失割合を組合側100に対し、相手方をゼロといたしまして、相手方に対します損害賠償の額を3万円としたものでございます。

なにとぞご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○**議長**（渡辺照夫）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶものあり）

○**議長**（渡辺照夫）　別にないものと認め、質疑を終結いたします。

~~~~~

閉　　会

○**議長**（渡辺照夫）　以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第3回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午後3時16分　閉会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員

平成 2 2 年 8 月 2 4 日

## 平成 2 2 年第 3 回鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会